

横須賀市ひきこもり支援連携協議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市ひきこもり支援連携協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会は、原則として公開とする。

2 第1項の規定にかかわらず、会議の検討内容等で個人情報を取り扱う場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合には、会議の長の判断により、これを非公開とすることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人以内とする。

2 傍聴の申し込みの受付は、会議の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、10分前に締め切るものとする。

3 傍聴を希望する者が第1項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の委員等の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議の長が認めた場合以外の飲食はしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) パソコンは会議の妨げとならないよう使用すること。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第4条第1項関係）

No
横須賀市ひきこもり支援連携協議会
傍 聴 章
（お帰りの際は事務局へお戻してください。）